2 地域生活支援事業の計画見込量に対する実績値

1.事業概要

(1)必須事業

サービス名	サービス内容
相談支援事業	障害者が地域での自立した日常生活や社会生活ができる よう、相談に応じ必要な情報提供などを行います。
コミュニケーション支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害があり、日常生活 や社会生活で意思の疎通に問題がある場合に、手話通訳者 等の派遣を行います。
日常生活用具給付等	重度の身体障害、知的障害、精神障害があり自立した日常 生活や社会生活をするため日常生活用具を必要とする場 合、一定の日常生活用具の支給又は貸し出しを行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に、自立した日常生活や社会生活 又は社会参加のため外出時の介助などの支援を行います。 原則として訪問系のサービス対象者は、除きます。
地域活動支援センター	地域での自立した日常生活や社会生活のため、機能訓練、 生活訓練、社会適応訓練や入浴サービスなどの生活支援、 相談支援などを行います。

(2)任意事業

サービス名	サービス内容
障害児自立サポート	障害児の自立を支援するため、食事や排せつなどの生活介護や自主性、社会性の向上のための支援などの外出支援のサービスを行います。
在宅障害者タイムケア	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、食事や排せつなどの生活介護を時間単位で行います。 宿泊を必要としない介護となります。
訪問入浴サービス事業	重度の障害者や難病患者の身体の清潔や機能を維持するため、移動入浴車を使用して入浴サービスを行います。
福祉ホーム	住居を求めている人に対し、低額な料金の住居を提供し日 常生活と地域生活の支援を行います。
自動車運転免許取得費助成 及び 自動車改造助成	身体障害のある人に対し、自動車運転免許取得に必要とする経費や自動車の改造に必要とする経費を一定の率で補助をします。

2. 平成19年度地域生活支援事業実績値

(1)必須事業 (年間)

項目		単位	18年度	19年度		
			実績	見込量	実績	実績/見 込量(%)
相談支援事業		事業所	12	12	14	117%
コミュニケーション支援事業		人	662	1,000	759	76%
日常生	活用具給付等事業					
	介護・訓練支援用具	件	40	21	28	133%
	自立生活支援用具	件	53	55	98	178%
	在宅療養等支援用具	件	80	86	86	100%
	情報・意思疎通支援用具	件	81	117	102	87%
	排せつ管理支援用具	件	228	676	750	111%
	在宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	18	16	13	81%
移動支援事業		事業所	57	56	54	96%
		人	963	1,095	1,380	126%
地域活動支援センター (定員数)						
	型 (相談支援等)	事業所	4	5	5	100%
	型 (相談支援等) 	人	83	100	100	100%
	型 (旧デイサービス)	事業所	1	2	1	50%
	± (II) 19 CA)		16	30	15	50%
	 型 (旧小規模授産)	事業所	-	7	3	43%
		人	-	80	30	38%

¹年間に必要とされるサービス提供量

相談支援事業:市が相談支援事業等実施事業所として委託契約を締結した事業所

コミュニケーション支援事業:手話通訳者等の派遣を受けた障害者数

日常生活用具給付等事業:日常生活用具の新規・更新申請件数

平成18年度排せつ管理支援用具については、平成18年10月に補装具から日常生活用具に変更になったため実績は半年分

移動支援事業:移動支援事業の実施を市が認めた事業所数及び延べ利用者数 地域活動支援センター:地域活動支援センターとして市に届出をした事業所数 (2)任意事業 (年間実人数)

		18年度 実績	19年度		
	単位		見込量	実績	実績/見 込量(%)
障害児自立サポート	人分	597	643	635	99%
在宅障害者タイムケア	\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \	597	043	033	99%
訪問入浴サービス事業	人分	17	15	19	127%
自動車運転免許取得費助成	人分	1	3	2	67%
自動車改造助成	人分	8	14	20	143%

福祉ホームの見込量については、平成23年度までの移行を想定していないため見込量を設定しない。

3.利用者負担

[印は必須事業]

区分	負担割合等	備考
日常生活用具給付	原則1割負担	(注1)地域活動支援セン
	ただし、日常生活用具給付に	ター 型については、法
(注1) 地域活動支援センタ	ついては住民税非課税世帯は	定サービスとの上限額
一 型	5 %	管理を行う。
		(注 2) 平成 19、20 年度
	利用者負担額上限設定	は法定に準じた、月額負
	生活保護: 0円	担上限額となります。
	【低所得 1: _(注2) 〔15,000円	「低所所得1 3750円、
	低所得2: 24,600円	低所得 2 6,150 円」。
	一 般:(注3)37,200円	低所得2について、通所
		施設のみ、もしくは通所
		施設と短期入所利用の
		場合、3,750円。
		(注3)収入が概ね600万
		円以下の世帯において 1/4「9,300円」となりま
		174 · 9,300円」となりま す。
 移動支援	5%負担	7 0
訪問入浴	3 /0 頁 12 住民税非課税世帯は負担なし	
タイムケア	E PA INTERNATION OF THE PARTY O	
相談支援事業	負担なし	
コミュニケーション支援	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	

地域活動支援センター 型・型	負担なし(材料費等実費相 当分負担あり)	
自動車運転免許取得費助成	補助限度額15万円	
自動車改造助成	本人運転装置の改造 / 補	
	助率10分の 9 、ただし10	
	万円を限度	
	介護装置の改造 / 限度額	
	10万円	